

捜査要請書

平成25年5月15日
最高検察庁御中

告発人代表 八木 啓代

告発人らは、平成24年1月12日、最高検察庁に対して、被疑者田代政弘（元東京地方検察庁特捜部検事）に対する虚偽有印公文書作成及び行使事件（最高検平成24年検第13、15、17、19、21、23、25、27、29、31、33、35、37、39、41、43、45、47、49、51、53、55、57、59、61、63、65号）、偽証事件（最高検平成24年検第6号）に関して、虚偽公文書作成及び同行使罪を告発した（以下「本件告発」という。）が、同告発が受理され、平成24年6月27日付で不起訴処分となったが、これを不服として、同年8月27日東京第一検察審査会に審査申立（平成24年第14号）を行い、平成25年4月19日に同検査会から、被疑事実の虚偽有印公文書作成・同行使、また、偽証について、不起訴不当処分を受けた。

1 まず、検査会議決書は、次のように述べて、被告発人田代の記憶の混同が生じた旨の公判供述は信用できないと厳しく指摘する。

「（略）田代報告書の当該部分が、実際のやり取りの「ヤクザ、の事件」云々等からどのように連想されたか理解できない。両者の内容は実質的にも相反していると言わざるを得ない。加えて、田代報告書が問答形式をとっていることから、読み手にとっては、B自身が従前の供述を維持する旨を供述したのは、あたかも勾留中の取調べにおける田代の説得を想起して供述したようなやり取りが実際にあったものと誤解を生じさせるものと断じざるを得ない。

田代報告書の内容が事実と反することは、A事件の公判における裁判所の決定等でも指摘されており、このような指摘は一般常識に照らしても納得できる。

また、田代報告書の実際の弊害として、田代報告書の提出を受けた東京第五検察審査会は、田代報告書を基に、BがAへの報告・相談等を認める旨の供述を維持した再捜査の供述の信用性を認めるなど、公文書の内容に対する公共的信用を害している。

よって、この部分について田代報告書に虚偽記載があったと言わざるを得ない。」

「実際の取調べでは、Bは過去の供述内容の訂正を求めている。一方、田代報告書では、読み手は、Bの過去の供述はすべて認めているとの誤解を生じるのではないか。したがって、読み手に誤解させるおそれを払拭できないので、虚偽記載の疑いがある。」

「しかしながら、勾留中のBに対する取調べにおいて、上記のようなやり取りがあったとしても、記憶の混同があったとする田代の弁解を検察官は鵜呑みにしていないかとの疑念は拭い難い。」

「『ヤクザの事件』というキーワードなるものは、見ようによっては、田代がその『キーワード』があるが故に、田代報告書に、平成22年5月17日の取調べにおいては存在しなかった問答を意図的に取り込むことが許されると解して、虚偽の認識を持ちながら田代報告書を作成したと解することも出来ないわけではない。一般常識に照らしても、記憶の混同を基礎付けるものとは言い難い。」

「田代は40才台半ばのベテラン検事であり、同一の被疑事実で同一の被疑者とはいうものの2日前と約3か月前の取調べの記憶を混同することは通常考え難い。この点、検察審査会において説明した検察官は、審査員からの『駆け出しの検事ならいざ知らず、40才台のベテランの検事である田代が、簡単に記憶の混同を起こすとか、勘違いをすることが有り得るのか』という趣旨の質問を受け『検事も人の子ですから、間違いはあると思う』旨答えているが、それでは答えになっておらず、むしろ、答えに窮して、表現は悪いが、誤魔化していると評さざるを得ない。」

「検察官の不起訴裁定では、虚偽の内容の報告書を作成しても、過失を処罰する規定がないので、認識していなかったとか、間違えて書いてしまったと言えば、結局のところ責任逃がれになり責任追及はできなくなるのではないか。」

「田代は、取調中にメモを作成しないか、作成したとしても、ごく簡単な内容の物しか残していないというのであるから、その様な取調方法を採用する検事は、それなりに自己の記憶に自信を持っているはずで、その記憶の自信からしても、簡単に記憶の混同を起こすとは考えられない。」

「田代報告書が実際の録音と違うのは、なんらかの意図をもって改ざんしたことがうかがわれる。田代報告書は対話形式で記載されているが、読む方からするとそのとおりに言ったと期待するであろう。田代報告書第2の3項本文には、「『うーん』と捻り声を上げ」などの記載があるが、このようなりアルな記載ができるなら、記憶の混同等はあり得ないはずである。記憶が曖昧であるにもかかわらず、対話形式で書いたということは、そういう心証を持たせたいという意図があったのではないか。さらに、捜査の対象の社会的影響の大きさなどを考え合わせると、田代報告書の作成において慎重な姿勢はうかがわれず、むしろ何らかの意図があつてこのような報告書を作成したのではないかと推察される。」

と、以上のように、きわめて厳しい指摘がなされ、また、上記の指摘は、最高検が平成24年6月27日に、不起訴理由として発表した報告書「国会議員の資金管理団体に係る政治資金規正法違反 事件の捜査活動に関する捜査及び調査等について」の釈明のほぼ全てを覆すものとなっている。

2 本件告発事実のうち、虚偽公文書作成罪及び同行使罪について、被告発人田代に故意があつたことは、今回の検察審査会議決書からも明らかである。しかも、同罪は「何らかの意図があつて」行われたものであると審査会が認定したのである。

そして、これが検察審査会の審査を敢えて誤らせようとの目的に基づいて行われた可能性を踏まえれば、本件一連の告発事実は、告発人らが従前から述べているとおりに、検察庁始まって以来ともいふべき「検察庁が組織として決定した不起訴処分を一部の検事たちが敢えて覆そうとした、検察庁に対する反逆に等しい行為」なのであり、その真相の解明にはもはや一刻の猶予も許されないはずである。

貴庁は、直ちに、虚偽公文書作成及び同行使罪に関する告発事実についての捜査を、改めて、開始すべきである。

3 なお、今回の検察審査会の決定を受けて、ある検察幹部が「強制起訴もありうる起訴相当議決も覚悟していた。不起訴不当で安堵（あんど）している」「また不起訴という結論に落ち着くだろう」との報道もあつた（産経新聞平成25年4月22日付け記事）が、具体的にどのような処分が検討されているのは告発人らには知るよしもないが、被告発人田代による虚偽公文書作成罪及び同行使罪の成立はもはや明白なのであるから、当然、被告発人田代に対する刑事処分は検討されなければならない。

この本件捜査報告書の作成が、「記憶の混同はあり得ず、むしろ何らかの意図があつてこのような報告書を作成したのではないかと推察される」と、8ヶ月にも及ぶ審議の上、明確に認定されたことも踏まえれば、本件が起訴相当議決でなかったことを良いことに、不起訴に終わらせることは、検察庁に対する国民の信頼を根底から失墜させることに直結する。

貴庁は、検察審査会の認定を虚心坦懐に受け止め、「記憶の混同があり得ないこと」「何らかの意図があつたこと」を真摯に解明し、国民が検察庁に対してこれ以上に信頼を失うことのないよう、検察庁の最低限度の矜持を示していただきたい。

貴庁におかれては、以上の点を十二分に踏まえた適正な捜査を直ちに開始することを、改めて強く要請する次第である。

以上